

海外展開支援事業費補助金（はじめの一步応援枠）交付要領

海外展開支援事業費補助金（はじめの一步応援枠）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部商工業振興課関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第1条 海外展開支援事業（はじめの一步応援枠）（以下「補助事業」という。）は、海外展開に取り組もうとする中小企業者等の海外展開戦略の策定に要する経費の一部を助成することにより、海外市場の開拓や販路の拡大を図る。

（補助事業）

第2条 補助事業は、別表1に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を実施し、海外展開戦略を策定するものとする。

2 補助事業は、対象事業を組み合わせ実施することができる。

3 補助事業の実施期間、補助率及び補助限度額は次のとおりとする。

- (1) 実施期間 交付決定通知があった日から当該年度の3月31日まで。ただし、申請から交付決定通知までに着手を届け出た場合は、着手を届け出た日から当該年度の3月31日まで。
- (2) 補助率 3分の2以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- (3) 補助限度額 1者につき60万円を上限とする。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項全てに合致するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人。
- (2) 輸入及び訪日外国人観光客の誘致を除く海外展開の実績がないこと。
- (3) 直近2か年において海外展開支援事業費補助金の交付を受けていない者。

2 前項で規定する補助事業者は、次の各号のすべての欠格事項に該当しないこと。

- (1) 国税又は地方税の滞納がある者（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てている者を除く。）。
- (2) 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接投資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っている者（ただし、秋田県又は公的金融機関等が認めた返済計画を立てている者を除く。）。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力である者又は反社会的勢力との関係を有している者。
- (4) 同一年度において、海外展開支援事業費補助金（一般枠）及び秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金（クラスター枠）と重複して申請することは認められない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2及び別表3のとおりとする。

2 補助対象経費については、国、県及び市町村等他の業務委託又は補助金の交付を受けているものを除く。

（補助金交付申請）

第5条 要綱第2条第2項に定める補助金等交付申請書（要綱様式第1号）の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書（要綱様式第3号）
- (2) 事業実施計画書（様式第1号）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 承諾書（様式第3号）
- (5) 消費税及び地方消費税に滞納がない旨の納税証明書
- (6) 県税に滞納がない旨の納税証明書

- (7) 直近2期の財務諸表（貸借対照表、損益計算書又は確定申告書の写し）
- (8) 法人登記現在事項証明書（会社の場合）又は戸籍個人事項証明書（個人の場合）
- (9) 積算根拠を示す資料
- (10) その他知事が必要と認める書類

（交付決定前着手届）

第6条 要綱第5条に規定する「交付決定前着手届」（要綱様式第12号）を提出した場合は、同着手届の提出日以降、交付決定前に発注、支払等を行った経費についても補助対象とする。

（補助金交付申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付決定を受ける前に、補助金の交付申請を取り下げる場合は、「補助金等交付申請取下届」（様式第4号）を提出するものとする。

（補助事業者の選定）

第8条 補助事業者は、別に定める補助金審査委員会が選定する。

2 前項の審査結果により採択となった補助金交付申請者に対して、財務規則第248条に規定する補助金交付の決定を通知し、不採択となった補助金交付申請者に対して、その旨を通知するものとする。

（補助金交付の条件等）

第9条 要綱第3条第1項第4号に定める知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。
事業の基本部分に関わる変更で、かつ、事業目的及び内容に重大な影響を及ぼす変更がある場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（実績報告）

第10条 要綱第8条第2項第3号に定める補助事業等実績報告書（要綱様式第14号）の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支精算書（要綱様式第16号）
- (2) 事業実績書（様式第5号）
- (3) 費用明細書（様式第6号）
- (4) 海外展開戦略報告書（様式第7号又は任意様式）
- (5) 支出状況を示す書類（支払伝票、帳簿、預金通帳の写し等）

（補助金の経理等）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度から5年間保存しなければならない。

（補助事業の公表等）

第12条 商工業振興課長は、補助事業者の利益に反しない範囲で、取り組み経緯及び内容等について、公表することができる。

2 補助事業者は、取り組み経緯及び内容等について、報告会等で発表すること及び秋田県が公表することに協力しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第13条 知事は、補助事業者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要領の規定に違反したとき
- (2) 交付金を交付対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき

（その他）

第14条 財務規則、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工業振興課長

が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する
- 2 令和7年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する
- 2 令和8年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

別表1（第2条関係）

対象事業	主な内容
海外展開戦略を策定するための次の2事業 (1) 専門家招へい等事業	①海外展開に係る基礎的知識習得 ②候補国選定や展開手段等に関する助言 ③過去の失敗要因の分析や対策に関する助言 ④マーケティングに基づく助言 ⑤戦略立案に関する助言 ⑥その他知事が必要と認める取り組み
(2) マーケティング事業	①市場規模調査 ②顧客ニーズ調査 ③競合調査 ④提携候補調査 ⑤バイヤーアンケート調査 ⑥テスト販売調査 ⑦戦略立案 ⑧その他知事が必要と認める取り組み

注1 海外展開について

- ・海外展開とは、輸出（直接輸出・間接輸出）、直接投資（海外法人設立・海外出店等）及び海外企業との業務提携等をいい、輸入及び訪日外国人観光客の誘致を除く。

別表2（第4条関係）

経費区分	内 容
謝金	外部専門家及び調査員等に対する謝金
旅費	補助事業に直接従事する者の事業遂行に必要な交通費、宿泊費、査証取得費、海外旅行保険料
通訳・翻訳費	事業遂行に必要な通訳費、翻訳費
調査・分析費	情報取得料 マーケティングの各種調査及び分析に要する委託費、手数料、消耗品費、通信運搬費、使用料・賃借料
受講費	海外展開に係る基礎的な知識習得やマーケティング、戦略立案のための講座等の受講料
雑費	事業遂行に必要な書籍等資料の購入に要する経費 サンプル及びテスト販売調査の輸送に係る通信運搬費、雑役務費、保険料、通関費用、各種検査料・手数料等の経費（上の経費区分に入るものを除く）
その他知事が必要と認める経費	

注1 補助対象経費について

- ・消費税及び地方消費税額は、補助対象経費には含まない。
- ・補助対象経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって内容及び金額等を確認できるものに限る。

注2 旅費について

- ・効率的かつ経済的な手段で、事業遂行に必要な最小限の人数に係る旅費を補助対象とする。
- ・旅費のうち、交通費及び宿泊費については、証拠書類による金額又は別表3に定める基準額のいずれか低い方とする。
- ・民泊や高級（格付け最上級）ホテルの宿泊費は補助対象としない。
また、宿泊人数に応じた客室とし、スイート（セミスイート/ジュニアスイートを含む）やエグゼクティブ等の高級な客室の宿泊費は補助対象としない。
- ・旅券取得費用、食費及び日当は補助対象としない。
- ・自家用車・社用車・レンタカー等の利用に係る燃料費は補助対象としない。

注3 調査・分析費について

- ・アンケート協力者への謝礼に要する費用は補助対象としない。
- ・電話又はインターネット利用に係る通信費は補助対象としない。
- ・補助事業以外の目的・内容を含む総合的なコンサルタント業務契約の一部に含まれる場合は補助対象としない。
- ・テスト販売調査については、アンケート等の調査を行い、分析又は検証するものとし、合計して6か月以内の調査期間を補助対象とする。

注4 雑費について

- ・サンプル及びテスト販売調査のための商品等の購入、製造等に係る経費は補助対象としない。
- ・機材、器具及び備品の購入に係る経費は補助対象としない。

別表3（第4条関係）

一人当たりの旅費（交通費・宿泊費）基準額

単位：円

地域	国・地方	交通費	宿泊費
		(往復)	(1泊)
国内	東北（県外）	22,000	11,000
	北海道・北陸	55,000	16,000
	関東	55,000	19,000
	中部・近畿	77,000	19,000
	中国・四国	110,000	15,000
	九州・沖縄	110,000	18,000
東アジア	韓国	143,000	26,000
	中国（華北・東北）	154,000	17,000
	中国（華東・華中）	143,000	17,000
	中国（華南）	176,000	32,000
	中国（西北・西南）	231,000	11,000
	台湾	187,000	17,000
	モンゴル	198,000	24,000
東南アジア	タイ	220,000	20,000
	ベトナム	209,000	14,000
	シンガポール	198,000	34,000
	フィリピン	198,000	17,000
	インドネシア	231,000	16,000
	カンボジア	275,000	21,000
	マレーシア	231,000	14,000
	その他の国	253,000	17,000
南アジア	インド	264,000	18,000
	その他の国	319,000	17,000
オセアニア	オーストラリア	231,000	29,000
	その他の国	352,000	25,000
欧州・C I S	英国	726,000	44,000
	フランス	715,000	38,000
	ドイツ	726,000	25,000
	イタリア	715,000	30,000
	フィンランド	715,000	27,000
	その他の国	715,000	21,000
北米	米国（北東部）	561,000	54,000
	米国（中西部）	539,000	44,000
	米国（南部）	556,000	38,000

	米国（西部）	517,000	49,000
	カナダ	418,000	34,000
中南米	ブラジル	418,000	16,000
	アルゼンチン	517,000	25,000
	ペルー	517,000	20,000
	チリ	517,000	26,000
	メキシコ	418,000	19,000
	その他の国	451,000	14,000
	中東	アラブ首長国連邦	858,000
サウジアラビア		440,000	43,000
その他の国		594,000	23,000
アフリカ	エジプト	616,000	32,000
	エチオピア	550,000	18,000
	その他の国	649,000	22,000

注1 交通費は、秋田県域からの鉄道賃、航空賃及び船賃の合計を示す。